

真庭市移住・定住推進プロモーション業務公募型プロポーザル実施要領

1.業務概要

(1) 業務名

真庭市移住・定住推進プロモーション業務

(2) 業務の目的

本業務では真庭市へUIJ ターンによる移住・定住を検討する主に関西圏の20代から40代の女性を対象に、真庭市の自然の美しさ・豊かさや地域資源の素晴らしさ、人間らしい暮らしのイメージの訴求及び移住・定住の促進を目的とする。

また、真庭市の認知度の向上を高めることを目的とし、移住・定住だけでなくSNS等を活用した効果的な情報発信、関係人口拡大などにより地域活性化へもつなげる。

(3) 業務内容

別添真庭市移住・定住推進プロモーション業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

2.予算額(予定価格)

7,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を限度額とし、委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

なお、参考見積額の金額が、予算額(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3.実施形式

公募型プロポーザル方式

4.選定方法と参加資格

(1) 選定方法

参加表明書を提出し、参加資格要件を満たしたもののの中から「9.審査方法」により、第1次審査(書類審査)で5者程度を選考する。第1次審査で選考された者を対象に企画提案書の提出を求め、第2次審査(企画提案書審査・ヒアリング)を実施し最終選考の上、最優秀1者を選定する。

(2) 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項をすべて満たす者でなくてはならない。

- ① 地方創生地域密着番組の制作実績があること
- ② 国内に本社及び支店を有し、法人登記を行っているもの
- ③ 市に入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録済みであること又は入札参加資格者名簿に未登録の場合には、当該種別の規定で定める入札参加申請書類のうち担当課が求める書類を提出し確認を受けたものであること。
- ④ 真庭市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと

と。※公示日現在から受託候補者特定の日まで

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所更正手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- ⑧ 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア.役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店及び営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。）以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任者を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ.暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ.役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ.役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ.上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 9 月 5 日（金）12 時 00 分まで
- (2) 提出方法：別添の質問書【様式 1】により、電子メールにて提出すること。
※質問書以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
E-mail：koryu@city.maniwa.lg.jp
件名：プロポーザルの質問について_____（会社名）とすること
- (3) 回答日：令和 7 年 9 月 9 日（火）予定
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載又は電子メールで回答

6. 参加表明手続と第 1 次審査

- (1) 参加意思表明書等の提出
参加希望者は、次のとおり参加意思表明書等を提出すること。
なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者はこのプロポーザルに参加することができない。
- ① 提出書類
 - ア.参加意思表明書【様式 2】 1 部
 - イ.会社概要【様式 3】 1 部

ウ.業務実績【様式4】1部

※上記4（2）参加資格のとおり、申込み時点で、真庭市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、資格審査に必要な書類を提出することでプロポーザルに参加することができる。

詳細については、真庭市ホームページを参照

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/10/38839.html>

② 提出期限：ア～ウの書類の提出期限は、令和7年9月16日（火）12時00分まで

③ 提出場所：真庭市総合政策部地域みらい創生課（真庭市役所本庁舎3階）

④ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに書類が到着していること。

（2）参加資格の確認と第1次審査

① 参加資格要件の確認・第1次審査及び企画提案書の提出要請

上記4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、「9. 審査方法」により第1次審査で選考した者に対して、令和7年9月19日（金）以降（予定）に次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知し、併せて企画提案書の提出を要請する。

7. 企画提案書の作成及び提出

（1）提出書類・必要部数

ア.企画提案書【任意様式】原本1部、副本10部

使用する言語は日本語とし、フォントは11ポイント以上の大きさとして、次の点を全て満たすこと。

- ・簡潔に記載し、文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可
- ・本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・企画提案書の記載内容に不整合があった場合は、本市に有利な記載内容を正とみなすものとする。

イ.参考見積書【任意様式】1部

（2）提出期限等

① 提出期限：令和7年9月29日（月）12時00分まで

② 提出場所：真庭市総合政策部地域みらい創生課（真庭市役所本庁舎3階）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、持参する場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに書類が到着していること。また、要求した内容以外の書類等は受理しない。

8. 企画提案

本プロポーザルにおいては、以下の課題について提案すること。

提案1 本プロポーザルに応募した動機等を記載すること。

提案2 業務内容ごとに分けて提案すること。

- ・テレビ番組動画作成業務
- ・真庭市の認知度向上を図るためのPR業務（ショート動画作成）

提案3 業務開始から業務完了までのスケジュールについて、表を用いて提案すること。

9. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加表明書等を確認し、参加資格要件を満たした者のなかから、下記「10. 審査基準及び配点」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た者を5者程度選考する。ただし、プロポーザルの参加者が少数である場合等は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記10. で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合等は、第2次審査のヒアリングを省略し、提出書類審査のみを実施できるものとする。

ヒアリングは、別途事務局が指定する日時に、対面又はオンライン（別途指示します。）により説明を行い、その後引き続き質疑応答を受けること。

実施日：令和7年10月1日（水）予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により参加者全員に通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等実施する旨を、メールで通知する。

② 第2次審査

審査結果を文面にて通知する。

10. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 事業者評価 20 / 120 点
- (2) 価格評価 10 / 120 点
- (3) 企画提案の内容及び実施体制の評価 40 / 120 点
- (4) ヒアリング等の内容（第2次審査時） 50 / 120 点

※応募が1社のみの場合、60%以上の点数の場合、優先交渉権者として選定できることとする。

11. 日程

- (1) 募集開始日 令和7年8月26日（火）
- (2) 質問書の受付締め切り 令和7年9月5日（金）12時まで
- (3) 質問書に対する回答 令和7年9月9日（火）予定
- (4) 参加申込書締め切り 令和7年9月16日（火）12時まで
- (5) 第1次審査・提案書要請 令和7年9月19日（金）以降予定
- (6) 提案書等の提出締め切り 令和7年9月29日（月）12時まで
- (7) 第2次審査（ヒアリング） 令和7年10月1日（水）実施予定
- (8) 審査結果の通知選定審査後、速やかに通知する。
- (9) 契約締結最優秀提案者と協議のうえ締結する。
契約締結 令和7年10月上旬（予定）

業務開始 令和7年10月中旬(予定)

12. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.予定額(予定価格)を超過したもの
- (7) 審査において総評価点が満点の60%未満のもの

13. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

14. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定する
- (6) 提案者が1者のみの場合でもプロポーザルを実施できるものとするが、選定についてはプロポーザル審査委員会の判断による。
- (7) 真庭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

15. 担当部署(提出・問合せ先)

真庭市総合政策部地域みらい創生課 担当 中島・辻

真庭市久世 2927 番地 2 TEL0867-42-1179

E-mail : koryu@city.maniwa.lg.jp